② 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成15年度以降に元請として完成・引渡しが完了した下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑶に同じ。

同種工事（下記ａ）及びｂ）を必要とする。）

ａ）鋼連続箱桁橋（新設橋）の工場製作

ｂ）トラッククレーン（クローラークレーン）ベント工法により架設した鋼連続桁橋（新設橋）の工事

③ 専任の主任技術者又は監理技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、確認資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④ 監理技術者にあっては、確認資料の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤ 詳細設計において、次に掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

ア）管理技術者　技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）若しくは、建設部門（鋼構造及びコンクリート）、又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

イ）照査技術者　技術士（総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）若しくは、建設部門（鋼構造及びコンクリート）、又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。確認資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも確認資料を提出できるが、この場合、確認資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑸ 競争参加資格確認申請書、確認資料及び競争参加者が共同企業体を構成する場合の共同企業体協定書案（以下「申請書等」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領（平成17年要領第96号）」に基づき、「地域１」において、指名停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において指名停止を受けていないこと。

⑹ 施工計画が適切であること。

⑺ 共同企業体を構成する場合においては、次に掲げる事項を満たしていること。

イ）各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

ロ）各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

ハ）工事等競争参加資格登録要領別紙９－１に定める標準特定建設工事共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

ニ）各構成員の出資比率が２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 上記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴ 落札者の決定方法　入札参加者は、「入札価格」並びに「企業の高度な技術力」に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、⑵総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって、著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

⑵ 総合評価の方法

１）技術評価点の最高点を23点とする。なお、次の場合、次の付加点を付与するものとする。

イ）技術評価点１位の者が２者以上の場合　技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目の上で優劣を判断し、最も優位な１者に対し0.5点

ロ）技術評価点１位の者と２位の者との差が0.5点未満の場合　１位の者に対し２位の者との技術評価点の差が0.5点となる点数

２）技術評価点は、あらかじめ定めた技術評価基準に基づいて、技術提案を次の評価項目ごとに評価して得られた数値を合算することにより算出する。

イ）企業の基礎的な技術力

⑴ 企業の施工能力

・工事中事故に関すること（ＮＥＸＣＯ西日本が発注した工事における平成28年６月から入札公告日までの期間）

ロ）企業の高度な技術力

⑴ 技術提案

１．鋼橋の設計・施工に関する技術的着眼点

① 常設足場における設計及び維持管理に関する技術的着眼点

② 鈑桁部と箱桁部の変化部における床版の設計に関する技術的着眼点

③ 連続合成箱桁部の床版部の設計に関する技術的着眼点

ただし、①～③については技術的着眼点を求めるものであり具体的方策を求めるものではない。また、技術的着眼点は、当該工事の特性を反映したものであること。

なお、これらの具体化に伴い生じる調査、解析及び対策のうち、発注者が必要と認めたものについては、その費用について発注者と受注者とで別途協議して定めるものとする。

２．工事中安全対策全般に関する具体的方策

① 営業中ゴルフ場内での施工（桁運搬、資機材搬入等準備工も含む）に関する安全対策

② 市街地での施工（桁運搬、資機材搬入等準備工も含む）に関する安全対策

③ 本工事全般における安全対策上最も重要と考えられる課題とその対策（①、②に提示した課題の重複は認めるが、その具体的方策の提案は重複しないこととする。）

３．本橋の構造特性を踏まえた構造物の耐久性確保に関する具体的方策

① 点検・維持管理に配慮した構造詳細に関する事項

② 落とし込み架設の架設精度に関する事項

③ 床版コンクリートの施工における品質向上に関する事項（鉄筋およびＰＣ鋼材に関する提案は評価しない）

ただし、以下に示す具体的方策の提案は評価の対象としないため、技術提案に含めないこと。

１）鉄筋の防錆仕様を高耐久なものに変更する提案

２）膨張剤、高機能ＡＥ減水剤の追加等、コンクリート配合に影響する提案

３）ひび割れ低減ネット、繊維補強材等、コンクリートに補強材を追加する提案

４）養生設備が過剰となる提案

５）機械式定着工法に関する提案

６）過剰な設備の追加に関する提案

【①～③でそれぞれ２提案まで。ただし、①～③の提案のうち、類似内容の提案は重複して評価しない。】

⑵ 工事中のコスト削減

・契約後ＶＥ提案につながる基本的な考え方